

業道の整備を平成10年度から実施した。

表5 10年度間伐関連主要予算

	(千円)
水土保全森林緊急間伐実施事業	10,942,000
水土保全森林緊急間伐対策事業	2,239,262
間伐等森林整備促進緊急条件整備事業	4,653,000
構造用間伐材利用推進対策事業	93,509
間伐材等利用技術開発促進事業	303,498
育林用林業機械開発事業	192,059
木の香る環境整備促進事業	16,281
	(補正後の金額)

(4) 森林開発公団事業

ア 水源林造成事業

森林開発公団が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、原則として、事業費の2/3を出資金、残り1/3を財投借入金で実施している。

平成10年度においては、新植面積6,650ha、下刈4万7千ha、除伐1万5千ha、その他保育事業等を実施し、昭和36年度開始以来平成10年度末までの新植面積累計は41万haである。また、既植栽地において、複層林50haを整備した。

なお、分収造林契約の分収割合はおおむね公団50、土地所有者40、造林者10となっている。

イ 大規模林業圏開発林道事業

(ア) 幹線

豊富な森林資源に恵まれ、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国7地域の大規模林業圏において、林道網の枢要となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の2/3を国庫補助金、残り1/3を財投借入金で実施している。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成10年度においては、28路線、延長53kmを実施し、昭和48年度開始以来平成10年度末までに、全体計画29路線、延長2,097kmのうち延長1,014kmの開設・改良を実施した。

(イ) 支線

大規模林業圏の総合的な開発に資するため、既存の幹線と国道・県道・市町村道を連絡し、幹線林道ネットワークを形成する林道開設・改良を行う事業であ

り、平成3年度から実施している。財源については、本線と同様である。

平成10年度においては、3路線、延長4kmの開設・改良を実施した。

ウ 特定森林総合利用基盤整備事業（NTT-Aタイプ）

地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない奥地山村地域において、林業の振興と同地域の活性化を促進するため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入に基づく国の無利子貸付制度を活用して、森林空間を利用したスポーツ・レクリエーション施設等の収益回収事業に密接に関連する林道の開設、拡張事業、造林事業及び保安施設事業を行う第3セクターに対し、必要な資金を無利子で貸し付ける事業で昭和63年度から開始している。

表6 平成10年度森林開発公団事業予算

	(百万円)
水源林造成事業	68,647
国 費	47,947
政府出資金	46,704
政府補給金	1,243
財投借入金	20,700
大規模林業圏開発林道事業	29,780
国庫補助金	23,580
財投借入金	6,200
特定森林総合利用基盤整備 プロジェクト（NTT-A）	120
	(補正後の金額)

第2節 森林資源の充実と森林保全

1 森 林 計 画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いには計画的かつ合理

的に行うことが肝要である。このため、国は国民経済的観念にたち、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経ており、平成10年には、次のような見直しが行われた。

- (1) 間伐の促進のため、森林施業計画の認定要件に間伐に関する事項を追加
- (2) 公益的機能を重視した森林施業を推進するための特定森林施業計画制度の拡充
- (3) 森林整備のための市町村の役割の強化

現行の森林計画制度体系は、①政府が林業基本法第10条の規定に基づいてたてる「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林について森林整備の推進に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」（森林法第4条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた政策実施目標を設定するとともに、目標の達成の達成に資する森林施業及びそのための条件整備の方向づけを明らかにした「地域森林計画」（森林法第5条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の5）からなっている。また、森林所有者等が自発的意思に基づき自己の所有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、市町村の長の認定を求める「森林施業計画」（森林法第11条、第18条）等が措置されている。

(1) 全国森林計画

ア 全国森林計画の策定

現行の全国森林計画は、平成8年12月17日に閣議決定を経て策定され、平成9年4月1日から平成24年3月31日までをその計画期間とした計画である。

この計画では、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めている。

イ 全国森林計画の概要

(ア) 基本的な考え方

a 適切な保育・間伐の実施、育成複層林施業の計画的な実施、天然生林の的確な保全・管理等森林を健

全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林整備の推進を図る。

b 森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備の推進を図る。

c 森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組む。

(イ) 計画事項

a 森林の整備の目標その他森林の整備に関する事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視する視点を「水土保持」「森林と人との共生」「資源の循環利用」とした森林整備の推進方向を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達すべき森林資源の状態及び林道整備率（表7）を定めた。

表7 森林整備の目標

区 分	(単位：面積 千ha、蓄積 m ³ /ha)	
	現 況	計画期末
育成単層林面積	10,434	10,246
育成複層林面積	675	2,380
天然生林面積	14,092	12,594
森林蓄積	139	165
林道整備率%	44	66

(注) 1 現況については平成7年3月31日現在の数値である。

2 林道整備率とは、「森林資源に関する基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合である。

b 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に、施業実施に当たっての技術指針、森林の保護・管理の方針を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積（表8、9）を定めた。

表8 伐採立木材積

区 分	(単位：百万 m ³)	
	総 数	主 伐 間 伐
計 画 量	595	368 227

表9 造林面積

区 分	(単位：千ha)	
	人工造林	天然更新
計 画 量	1,010	1,684

c 特定施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、複層林施業及び長伐期施業の特定森林施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業の基準を明ら

かにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めた。

d 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量（表10）を定めた。また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出の方法を特定する森林の指定基準等を定めた。

表10 林道開設量

区 分 計 画 量	総 数	(単位：千km)	
		基幹林道	その他
	57	18	39

e 森林の合理化に関する事項

合理的な森林施業の実施のための条件整備を図るため、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業の機械化の促進及び流通・加工体制の整備等についての取組みの方向を明らかにした。

f 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めた。

g 保安施設に関する事項

公益的機能の発揮を確保するため、保安林の整備及び保安施設事業を実施することとし、保安林の指定計画面積及び保安施設事業の計画量（表11、12）を定めた。また、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林についての整備の方針を明らかにした。

表11 保安林の指定面積

総 数	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林	(単位：千ha)	
			保健・風致の保存等のための保安林	
706	273	294	138	

表12 保安施設事業

区 分 計 画 量	山地治山	防災林造成	水源地域整備	(単位：千ha)	
				保安林改良整備	
	2,305	59	641	735	

h 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めた。

(2) 地域森林計画

ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、都道府県知事が、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められた森林計画区ごとに、

- ① 機能別の森林の所在及びその整備の目標
- ② 伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備・保安施設事業の計画
- ③ 市町村森林整備計画の規範としての森林施業及びその合理化の方向

等を明らかにするものである。

平成10年度は、森林法改正に伴う新たな計画事項により、全国158の森林計画区につき地域森林計画の樹立又は変更が行われた。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流通管理システムを民有林・国有林の調整の下に一体的に推進するため、森林法の改正により法定化されたものであり、森林管理局長が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、原則として民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。

なお、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づき、農林水産大臣が全国森林計画と調和の図られたものとして管理経営基本計画を策定し、森林管理局長が、同計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和が保たれたものとして地域管理経営計画をたて、これに従って行うものとされている。（参照： ページ）

(3) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法の改正により「森林整備計画制度」として創設され、その後、平成3年の森林法の改正により名称を「市町村森林整備計画」として計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告制度に加え、都道府県知事による分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制度が創設された。

平成10年の森林法改正により、市町村森林整備計画は間伐・保育等を中心としたものから、造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画へと拡充され、地域森林計画の対象となる民有林の存する全ての市町村が計画を策定することとされた。その他、森林

施業計画の認定、伐採の届出の受理、伐採計画の変更・遵守命令、施業の勧告の権限が都道府県知事から市町村長へ委譲され、市町村が森林施業の推進全般について主導的な役割を担うこととされた。

市町村森林整備計画においては、

- ① 森林所有者等の行う伐採、造林、間伐及び保育の直接的な規範
- ② 森林施業の共同化の促進、林業従事者の養成・確保、林業機械の導入促進、作業路網等の整備等の森林施業の合理化に関する事項

等を明らかにすることとされている。

市町村の長は、個別の森林施業がこれに従って実施されるよう、伐採の届出の受理や報告徴収等を通じて施業の実施状況を把握し、森林所有者等に対する指導を行うほか、施業の勧告や伐採計画の変更命令等を行うことができることとされている。

特に、間伐・保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（要間伐森林）については、権利移転等の勧告等を行うことができることとされている。

また、市町村森林整備計画の達成の観点から、一団の森林の森林所有者等が、市町村の長の認可を受けて、森林施業の共同化及びそのために必要な作業路網等の施設の整備に関して協定を締結する施業実施協定制度が措置されている。

本年度は森林法改正により、地域森林計画の対象となっている民有林の存する約3,000市町村が、市町村森林整備計画を樹立した。

2 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 第九次治山事業七箇年計画

災害に強い安全な国土づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりを基本方針とする、第九次治山事業七箇年計画（総額 3 兆7,700億円、うち治山事業 2 兆円、計画期間平成 9～15年度）に基づき、10年度は、その2年度目として、当初3,189億円、補正1,629 億円、国土総合開発事業調整費等1億円をもって事業を実施した。進捗率は41.7%である。（国有林治山事業を含む。）

表13 第九次治山事業七箇年計画の実績

区 分	第九次七箇年 計画額	(単位：億円)	
		10年度末 実績	進捗率
治山事業	20,000	8,343	41.7%

(注) 国有林治山事業を含む。

イ 事業実施の概要

10年度の民有林治山事業は、当初で事業費2,868億923万円（前年当初比91.0%）国費1,521億4,600万円（前年当初比 91.3%）（表14）補正で事業費1,416億7,810万円、国費727億4,047万円をもって実施した。

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

直轄治山事業は、継続21地区、直轄地すべり防止事業は、継続11地区において実施した。

調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査、防災林保全調査及び治山事業積算基準等分析調査を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

荒廃地及び荒廃危険地等の実態を踏まえ、山地災害の未然防止を図るため、復旧治山事業、予防治山事業、森林土木効率化等技術開発モデル事業に重点を置きつつ、林地荒廃防止事業等を積極的に実施した。

b 防災林造成

海岸における飛砂等や風衝地における強風の害、豪雪地帯におけるなだれの害等の災害を防止するため海岸防災林、なだれ防止林、防風林及び土砂流出防止林の造成を計画的に実施した。

c 保安林整備

保安林の機能を維持強化するため、保安林改良事業を積極的に実施するとともに、特定保安林整備緊急治山事業、保育事業を計画的に実施した。

d 保安林管理道整備

保安林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、治山事業の効率的な実施と保安林の適正な維持管理に資する保安林管理道の整備を計画的に実施した。

e 防災対策総合治山

次の事業について積極的に実施した。

(a) 地域防災対策総合治山事業は、山腹崩壊対策、土砂流対策等を総合的に推進し、山地災害の未然防止を図り、生活環境基盤の整備に資するため、継続197地区、新規36地区について実施した。

(b) 火山地域防災機能強化総合治山事業は、火山地域において、荒廃地等の復旧整備及び土石流等による山地災害の未然防止を図るため、継続4地区において実施した。

f 水源地域整備

次の事業について積極的に推進した。

(a) 水源森林総合整備事業は、ダム上流等の水資源確保上重要な森林において、林床植生の整備等による森林整備と水土流出の制御に資するため、継続204地

表14 平成10年度民有林治山事業予算

		(単位：千円)	
事 項	事業費	国 費	
直轄治山事業費	10,402,729	7,663,751	
直轄地すべり防止事業費	6,489,870	4,836,378	
治山事業調査費	99,680	99,680	
治山事業費補助	220,439,895	105,948,082	
山地治山	104,607,819	52,136,082	
復旧治山	70,750,885	35,270,082	
予防治山	30,968,438	15,493,000	
森林土木効率化等技術開発モデル	672,573	330,000	
林地荒廃防止	1,788,917	900,000	
治山施設修繕	427,006	143,000	
防災林造成	11,661,873	5,834,000	
保安林整備	32,643,365	12,194,000	
保安林改良	7,262,441	3,564,000	
特定保安林整備緊急治山	835,619	410,000	
保安林買入	23,888,374	8,000,000	
保安林管理道整備	656,931	220,000	
防災対策総合治山	3,896,839	1,912,000	
水源地域整備	28,309,358	14,286,000	
環境保全保安林整備事業費補助	39,320,641	19,586,000	
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助	22,586,352	11,106,000	
治山激甚災害対策特別緊急	809,992	440,109	
地すべり激甚災害対策特別緊急	426,937	229,429	
国有林野内治山事業費補助	383,055	210,680	
地すべり防止事業費補助	2,505,708	1,265,000	
後進地域特例法適用団体補助差額	23,475,000	11,693,000	
合 計	0	9,094,000	
	286,809,226	152,146,000	

区、新規26地区について実施した。

(b) 集落水源山地整備事業は、集落等の水源山地の森林を対象とし、荒廃森林の整備、治山施設の設置等を一体的に行い、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続64地区、新規15地区について実施した。

(c) 森林水環境総合整備事業は、良質な生活用水の確保・保全と併せ保健休養にも資するため、荒廃森林や水質保全施設とともに、地域の生態系を重視した溪畔森林等を一体的、総合的に整備するため、継続63地区、新規13地区について実施した。

g 環境保全保安林整備

次の事業について積極的に実施した。

(a) 生活環境保全林整備事業は、市街地等の周辺に存する水資源かん養、防災保安林を対象として、森林による良好な生活環境の保全・創出を図るため、継続150地区、新規41地区について実施した。

(b) 自然環境保全治山事業は、自然環境の優れた地域等において、景観、生態系等に配慮し、森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図るため、継続36地区、新規5地区について実施した。

(c) 環境防災林整備事業は、都市周辺の山麓部等に

おいて、山地災害の防止に加え、災害緩衝地としての役割を果たすとともに、緑豊かなうろいのある環境の形成に寄与する、森林の防災機能と環境保全機能を併せ持つ森林整備等を実施した。

h 治山等激甚災害対策特別緊急

(a) 治山激甚災害対策特別緊急事業は、7年災に係る長野北部地区（長野県）継続1地区について、一定計画に基づき再度災害の防止を図るため、緊急かつ計画的に実施した。

(b) 地すべり激甚災害対策特別緊急事業は、7年災に係る長野北部地区（長野県）継続1地区について、一定計画に基づき再度災害の防止を図るため、緊急かつ計画的に実施した。

i 国有林野内補助治山

国有林野内の治山事業のうち、集落・公共施設等を直接保全する地域性の高いものについて実施した。

j 地すべり防止

人家及び公共施設等に係る地すべり発生危険地について、緊要な箇所の地すべり防止工事を実施した。

(2) 保安林制度

森林は木材生産機能だけではなく、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の

提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林を適正に保全・管理することを通じて、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備については、保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）に基づき農林水産大臣が策定した保安林整備計画によって着実に推進され、10年3月末現在における保安林面積は、実面積で8,694千haと我が国の森林面積の約3割、国土面積の約2割を占めるに至っている（表15）。

しかしながら、最近における国土の開発、都市化の進展に伴い、山地災害の発生の危険性が高まっているほか、より小規模な山地災害の防備の必要性も増大してきており、さらに、良質な水の安定的確保、身近な緑の保全等に対する国民的要請は益々高まりをみせている。

一方、期待される機能の低下している保安林が依然として存在している状況にある。

このような保安林に係る諸情勢を踏まえ、保安林の整備を緊急かつ計画的に進める必要があるため、平成6年4月に保安林整備臨時措置法の有効期限を15年度末まで延長し、これに基づいて全国の218流域ごとに定める第5期保安林整備計画を6年度から4年間で策定、同計画に基づき計画的な保安林の整備を図ることとした。

このような中、10年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 保安林の指定・解除

第5期保安林整備計画においては、保安林の質的整備ときめ細かな配備を行うこととしているほか、新たな崩壊地等で、治山事業を施行する箇所等の指定調査及び有効期限満了になった保安施設地区についての保安林転換調査、利害関係者等から保安林の解除申請があった箇所についての解除調査等を実施した。

イ 特定保安林の指定

特定保安林は、保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうちその区域内に造林、保育等の施業を早急に実施する必要があると認められる森林が存在するものについて指定するものであり、10年度は、前年度の保安林整備計画策定流域等において、69箇所を指定した。

ウ 環境保全型保安林の施設整備

保健保安林、風致保安林及び魚つき保安林の環境保全型保安林において、環境保全機能を高度に発揮させ

るための歩道、案内板等の施設の整備を10年度は全国45箇所を実施した。

エ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調製を行った。

また、保安林管理の適正を期するため、地番の一部が保安林に指定されているなど、地目が未更生の保安林について、保安林の適正管理に支障を来さないよう地目の更生を実施するとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

オ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、10年度は、約6億4千万円の損失補償金を交付した。

カ 民有保安林の買入れ

国土保全上重要な水源かん養保安林等で、国が取得し、整備・管理を行う必要があると認められるものについては、保安林整備計画に基づき買入れを行うこととしている。

3 国土緑化の推進

我が国の経済成長や都市化の進展に伴い、緑資源の基盤が脆弱化するとともに、緑資源を管理する農山村の人々と都市住民との間の緑意識の隔たりが懸念されるようになったが、近年、地球的規模での環境を守る気運が増す中、緑資源急減の問題とあいまって、国土保全、水資源のかん養、ひいては、うるおいのある生活環境としての緑資源に対する国民の関心が高まりつつある。

こうした背景のもとで林野庁においては、（社）国土緑化推進機構が行う国土緑化運動、（財）日本緑化センターの行う緑化に関する技術開発、情報の収集・分析・提供等の事業及び都道府県等の行う分収方式による森林整備の働きかけ等に対して補助を行っている。

（1）国土緑化推進機構とその事業

国土緑化推進機構は森林資源の造成、国土保全及び水資源のかん養並びに生活環境の緑化を図ることを目的として、昭和25年に発足以来国民運動として国土緑化運動を推進している。国は、昭和40年度からこの運動に対して補助しているが、平成10年度においては、次の事業に対して総額3,997万円を助成した。

ア 緑化の推進

表15 保安林の種類別面積（平成10年3月31日現在）

所有形態	国 有 林	民 有 林	総 数	(単位：千ha) 対全保安 林比率 (%)
保安林種				
水 源 か ん 養 保 安 林	3,220	3,058	6,278	(72.2)
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	768	1,296	2,064	(23.1)
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	13	35	48	(0.6)
1 ～ 3 号 保 安 林 小 計	4,001	4,389	8,391	(95.9)
飛 砂 防 備 保 安 林	4	12	16	
防 風 保 安 林	23	33	56	
水 害 防 備 保 安 林	0	1	1	
潮 害 防 備 保 安 林	5	8	13	
干 害 防 備 保 安 林	18	36	54	
防 雪 保 安 林	-	0	0	
防 霧 保 安 林	9	49	58	
な だ れ 防 止 保 安 林	5	15	19	
落 石 防 止 保 安 林	0	1	2	
防 火 保 安 林	0	0	0	
魚 つ き 保 安 林	7	22	29	
航 行 目 標 保 安 林	1	0	1	
保 健 保 安 林	289	309	598	
風 致 保 安 林	12	15	27	
4 号 以 下 保 安 林 小 計	374	501	875	(4.1)
総 数	4,375	4,891	9,266	
(実 面 積)	(4,104)	(4,590)	(8,694)	(100)
国 土 面 積 に 対 す る 比 率	(10.9)	(12.1)	(23.0)	
全 国 森 林 面 積 に 対 す る 比 率	(16.3)	(18.3)	(34.6)	
所 有 別 森 林 面 積 に 対 す る 比 率	(52.2)	(26.5)	-	

- (注) 1 各保安林種の面積は他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上
 2 合計欄の()は、重複面積を差し引いた実面積である。
 3 表中の比率は、実面積比である。
 4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。
 5 四捨五入のため内訳の計と合計は必ずしも一致しない。
 6 国土面積、全国森林面積は平成7年3月31日現在のものである。

国土緑化の中心的行事である全国植樹祭の開催、毎年春季の緑化強調期間中に展開される各種の緑化思想の普及啓発のための行事及び学校林を活用した青少年の緑化活動の推進及び環境緑化啓発活動の審査・表彰に対して助成した。

イ 育樹運動の推進

全国育樹祭は我が国における人工林の大部分が戦後に植栽されたものであり、森林に欠くことのできない育林の重要性を意識し、昭和52年度から皇太子・同妃両殿下をお迎えして、活力ある森林造成の啓発を図るため開催されてきており、この開催に必要な経費等に対して助成した。

ウ 分収林機能高度化の推進

分収林の長伐期化、複層林化を促進するためのモデル事業を実施するとともに、一般国民等に対し森林整備に関する情報の提供等に対して助成した。

(2) 日本緑化センターとその事業

日本緑化センターは緑化に関する総合的な調査研究、技術開発、情報の収集・提供、緑化技術の普及・指導等の業務を行うことにより、緑化事業の円滑な推進を図るための機関として、昭和48年度に財団法人として設けられたもので、平成10年度においては総額5,344万円を助成した。

ア 水源林水情報提供事業

水源林の整備に係る意識調査、情報提供の体系化、水源林の役割の普及啓発に対して助成した。

イ 都市近郊における水質浄化林造成のための技術開発

汚染の進んだ河川・湖沼の周辺に水質浄化機能の高い樹木の植栽及び木炭等による土壌改良を組み合わせ、低コストで高度の水質浄化機能を示す「水質浄化林」を創造する技術を実証的に開発するのに必要な経

費に対して助成した。

ウ 巨樹・古木材等保全管理推進事業

樹木保護に関する新たな技術開発及び病虫獣害、気象害、土壌障害などの樹種別の治療マニュアルを開発し、成果を普及することにより、貴重な樹木の効果的な保全を図るとともに、治療不可能なものについて、後継樹の育成などの保全対策を図るために必要な経費に対して助成した。

(3) 都道府県等における緑化

ア 分収林整備促進事業

森林所有者自らの整備が困難になっている森林について、所有者に対し分収方式による森林整備の働き掛けを行うとともに、森林整備に係る上下流協議会の開催及び費用負担の募集等を通じた国民参加の森林づくり等を行う事業に対し助成した。

イ 森林整備受委託等促進事業

森林所有者の経営意欲が大きく低下し、所有者自らの森林造成が困難となっていることから、森林組合等が施業を受委託により行う場合に必要となる短期運転資金の借入金利子について助成した。

4 森 林 保 全

(1) 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業は、「森林病虫害等防除法」(昭和25年法律第53号)(以下「防除法」という)等に基づき、各種の防除措置を実施している。

特に、松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定し被害の終息に努めた。しかし異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長するとともに、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という)とする等の法改正を行った。その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様がみられるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進により、被害量はピーク時の半分以下にまで減少したが、なお、毎年100万³に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長するとともに、「保全する松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息を図るまでには至らず、

また今後とも、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害の状況の変動に応じて、必要な防除措置をいつでも発動できるようにしておく必要があることから、平成9年に「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を行った。以来、同法に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施しているところである。

また、シカ等による森林被害の増加に対処し、環境庁等と連携し、造林事業において野生鳥獣との共存にも配慮しつつ、森林被害防止のための施設の設置を行うなどの総合対策を進めている。

ア 10年度の予算の概要

10年度の松林保全総合対策に係る予算は、67億8,412万0千円(対前年度比91%)、うち森林病虫害等防除事業(松くい虫対策分)は、29億5,738万4千円(対前年度比91%である。また、松くい虫以外の森林病虫害等対策に係る予算は、6億6,874万2千円(対前年度比107%)、うち森林病虫害等防除事業(その他森林病虫害等分)は、2億9,974万2千円(対前年度比100.0%)である(表16)。

イ 10年度の事業概要

(ア) 松林保全総合対策

a 保全すべき松林における的確な防除と健全化整備の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を実施したほか、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

b 樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を実施した。

c 被害防止技術の普及・開発の推進

マツノザイセンチュウに対する抵抗性のより強いマツの採種圃の改良、接種検定用の生産施設等の整備による、抵抗性マツ苗木の供給体制の構築とともに、生物的防除方法等による総合的な防除技術の研究、環境要因が松くい虫被害状況に与える影響等及び松くい虫被害に対する防除戦略の策定手法の開発に関する調査等を行った。

d 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて森林組合連合会等を地域の主体的な被害対策を支援するための核(森林病虫害等防除センター)として機能させ、航空機を利用した被害木

探査等による被害監視，防除活動の推進を担う人材の育成，防除器具の貸付，被害・技術情報の管理・提供等の専門的支援活動を実施するとともに，地域住民，ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

また，防除戦略上重要な松林において徹底した防除等を推進する体制の整備を図った。

(イ) その他森林病虫害等被害対策

スギカミキリ，スギノアカネトラカミキリ等のせん孔性害虫をはじめとする松くい虫以外の森林病虫害及びシカ等の動物による森林被害の防除事業並びに森林の機能発揮と野生鳥獣との共存をめざした多様な森林の整備を引き続き実施した。また，新たに実用化された防除技術の活用，森林被害や動物生態等に応じた被害防止・防除の活動体制の整備，防除技術の向上等を図る事業を実施した。

表16 10年度予算内訳

	(千円)
松林保全総合対策	6,784,120
＜非公共＞	
森林病虫害等防除事業	2,957,384
（松くい虫対策分）	
東北地方マツノザイセンチュウ抵抗性育種事業	9,853
松くい虫被害の生物学的防除による総合的研究	5,006
抵抗性マツ供給実用化モデル事業	8,374
抵抗性マツ採種圃改良事業	4,503
＜公共＞	
保全松林緊急保護整備事業	3,469,000
森林造成林道整備事業	330,000
その他森林病虫害等対策	668,742
＜非公共＞	
森林病虫害等防除事業	299,742
（その他森林病虫害等被害対策分）	
＜公共＞	
野生鳥獣共存の森整備事業	369,000

(2) 森林保全管理

ア 林野火災対策

(ア) 林野火災対策の現状

林野火災の発生状況について5～9年の年平均で見ると出火件数3,980件，焼損面積2,719ha，損害額約20億円，死者24人となっている。この損害額は直接的な損害であって，林野火災による間接的な損害，例えば復旧に要する費用や消火に要した人件費，さらに森林のもつ公益的機能の損失等を見積もれば巨額なものとなる。

林野火災の発生が最も多い時期は1～5月となって

いる。この時期は概して降雨量が少なく，空気が乾燥し，強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となり，出火の危険性が高くなるためである。最近では森林レクリエーションの多様化に伴い，8月の発生も増えている。また，林地開発等に伴う森林と住宅の近接化等による林野火災被害の危険性も増大している。

林野火災の出火原因についてみると，5～9年の年平均によれば，たき火によるものが全体の33%を占め最も多く，次いでたばこ15%，火入れ9%の順となっている。

(イ) 10年度の予算の概要

林野火災対策予算は林野庁及び消防庁において各々計上されており，このうち，林野庁予算としては一般会計，森林保険特別会計，国有林野事業特別会計に分かれている。その概要は表17のとおりである。

表17 10年度林野火災対策予算

	(千円)	
一般会計	7,781	林野火災対策費
〃	57,810	林野火災予防対策事業
〃	1,150,000	防火林道整備事業
〃	360,000	広葉樹林整備特別対策事業
森林保険特別会計	34,200	森林災害予防事業
国有林野事業特別会計	82,400	（山火事予防対策）

(ウ) 10年度の事業の概要

a 全国山火事予防運動の実施等による予防思想の普及・啓発

広く国民に山火事予防思想の普及を図るため，春季（3月）に全国山火事予防運動を林野庁と消防庁の共唱で実施した。

また，林野火災の多発する時期である1～5月に山火事予防ポスター，列車広告等により防火思想の喚起を行った。

b 民有林における火災対策

林野火災の予防及び効率的な初期消火を図るため，航空機による巡視，林野火災予防組織の育成，初期消火資機材の配備，地域住民等による予防活動の推進に加え，林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化を行うとともに，近年の林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため，延焼防止に効果のある防火森林，防火林道を整備した。

c 国有林の火災対策

国有林野事業においては，国有林を火災の被害から

守るため、職員をもって自衛消防隊を組織するとともに、地域住民に呼びかけて愛林組合等の組織づくりを促進するほか、林野火災の予防宣伝、消防用機材及び空中消火機材の配備、防火線の整備、林野火災予防のための巡視等を行っている。

イ 森林の保全管理対策

(ア) 森林パトロール等

林野火災等の森林被害を防止するため、流域を単位として森林巡視等を行う保全推進員の養成、地域住民・森林所有者等が自主的に取り組む保全活動の促進等森林保全管理体制の整備を地域の実情に応じて総合的に推進した。

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

b 水害を発生させるおそれがあること。

c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。

d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和60年度以降増加傾向を示したが、平成5年度からは大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも5年度以降は大幅に減少している（表18）。

表18 10年度における林地開発許可制度の運用状況

区 分	許可処分	
	件 数 (件)	面 積 (ha)
開発行為の目的		
工場・事業用地の造成	112	464
住宅用地の造成	48	505
別荘地の造成	1	3
ゴルフ場の設置	13	615
レジャー施設の設置	27	125
農用地の造成	63	288
土石の採掘	207	1,808
道路の新設・改築	0	0
その他	70	314
計	541	4,122

(注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に存置する森林を含まない。

2 面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。

5 林業山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林

業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」の設置等の推進体制整備を行うとともに、「流域林業活性化実施計画」を策定しており、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業量等に関する情報の収集・提供等を行う事業、木材を安定的に供給するためのあっせん等を行う事業を実施した。

(2) 山村の定住条件整備

ア 森林生活空間整備特別対策

都市化の進展と緑の減少に伴い、国民のゆとりとるおいに対する要求が高まる中で、森林は、人間の生活・文化の不可欠な要素としてその重要性が増大している。また、このような重要性を有する森林と人間との共生を基本として地域の振興を図ろうとする取組がみられる。

このため、地域の豊かな森林資源及び環境資源等を活用し、個性と活力と魅力のある地域づくりを推進するための森林生活空間整備ビジョンに基づき、森林の総合利用を図るための森林空間の整備、安全性の確保のための治山施設の整備、森林生活空間の基礎となる生活環境の改善を図るための林道施設及び用排水施設の整備等を行う事業を実施した。

(3) 都市と山村の交流の促進

ア 都市山村交流促進対策

森林・山村地域においては、就業機会が少ないことに加え、基幹産業である林業が停滞し、過疎化・高齢化の進行とともに地域の活力が低下している。

一方、都市では、身近な緑の減少、水問題の深刻化等から、森林への関心が高まり、山村に対して自然とのふれあいの場、山村関係者との交流の場としてのニーズが増大してきている。

このような状況に対応して、文化的・教育的利用に供する森林等を活用して、都市との協定等に基づく市町村における交流活動の推進に必要な体験・学習の場、交流拠点等の整備等を実施した。

イ 滞在型森林健康促進対策

近年、我が国の経済社会の進展に伴う都市の過密化の進行等により、自然志向やふるさと志向とともに、心身をリフレッシュする場や健康の増進・回復の場としての森林・山村への期待が高まっている。

一方、山村においては、過疎化、高齢化の進行に加え、生活基盤や生産基盤の立ち遅れ、収益性の低下等に伴う林業生産活動の停滞などから地域社会の維持が困難となっているなど森林の管理水準の低下が懸念さ

れており、山村地域の豊かな資源を活用した山村の活性化が課題となっている。

このため、森林の持つ保健機能を高度に発揮させる森林の整備と森林浴活動の指導等、その積極的な活用を促進するため、基本計画を策定し、これに基づき、都市住民等の森林浴等健康増進活動を促進するための森林空間の整備や基盤整備を実施した。

ウ 森林林業市民参加促進対策

森林の維持・管理を担ってきた山村は、過疎化・高齢化の進行に加え、主要産業である林業の収益性の低下など、このままの状態では人口の減少や集落機能の低下により、森林の維持・管理機能のみならず、国土管理にも影響を与えかねない現状にある。

一方、都市住民を中心として、森林を家族の絆を深める場、保健・休養の場や教育・学習の場として活用することに加え、環境保全意識の向上により、森林づくりへの直接参加の気運が増大している。

このため、森林づくりボランティア団体や都市に住む家族等が契約により、山村において森林づくりに直接参加できるための基盤整備や森林整備を実施した。

第3節 林業構造改善事業

林業構造改善事業とは昭和39年7月9日に公布施行された林業基本法に基づく重要施策の一つであり、昭和39年度から実施されている第1次林業構造改善事業、昭和47年度からの第2次林業構造改善事業、昭和55年からの新林業構造改善事業、平成2年度からの林業山村活性化林業構造改善事業、平成8年度からの経営基盤強化林業構造改善事業及び沖縄県の林業構造の改善のため昭和52年度から実施されている沖縄林業振興特別対策の総称である。

この事業は、林地保有の零細・分散性、生産基盤の未整備、資本整備の劣弱性等を特徴とする我が国の民有林の林業構造を改善することにより、林業総生産の増大を図ることを基本目標としており、一定の要件を備えた地域について、市町村長等が地域の実情に即して自主的に樹立した計画に基づき、各種の事業を有機的に実施する総合事業である。

平成10年度からは、新たに創設された林業生産流通総合対策の枠組みの中に位置づけられた。

1 経営基盤強化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

近年の林業経営を巡る厳しい環境の下、森林所有者の林業経営への意欲は低下しており、また、国産材の

供給は少量・分散的かつ間断的であることから外材に対し競争力が十分でなく、木材産業の分野でも国際的競争力の強化が求められている。さらに、山村地域では林業従事者の減少・高齢化等が進行し、林業生産活動ばかりでなく地域社会全体の活力が低下している。

一方、我が国の森林は、戦後造林された人工林を中心に成熟の過程にあり、国産材時代に向けて資源的条件は整備されつつある。また、国民の価値観の変化の中で、森林は健康・休養の場、レクリエーション活動の場及び教育・文化活動の場としての役割が高まっているとともに、木材に対する消費者ニーズは多様化・高度化してきている。

このような情勢の変化に対処し、森林の流域管理システムのもと、林業を山村地域を支える産業として持続的に発展させるために、林業経営の安定化に資する担い手の育成、流域内での安定した木材供給体制の形成及び森林の多様な資源を活用した地域づくりを図ることを基本方向として林業構造の改善を推進することとして、「経営基盤強化林業構造改善事業」（強化林構）を平成8年度より実施している。

この対策では、これまでの林業構造改善事業の経緯を踏まえ、地域の林業者等が自主的に樹立した計画に基づき、林業経営の安定化のための活動の推進、林業生産基盤及び林業経営近代化施設の整備、山村地域の環境条件の改善等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ有機的に実施するものである。また、補助事業とともに農林水産漁業金融公庫による低利融資制度である単独融資事業が併せて実施されている。

(2) 事業の仕組み

強化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実情に応じて弾力的な推進を図ることとして、担い手育成型林業構造改善事業、木材供給圏確立型林業構造改善事業、森林活用型林業構造改善事業の3事業区分に分け、平成8年度以降おおむね4年間に逐次林業構造改善事業計画を樹立し事業を実施する。

ア 担い手育成型林業構造改善事業

(ア) 経営体育成型

経営体育成型は、安定的かつ継続的な経営を行い得る林業経営体を育成するための活動を推進するとともに、林業経営体の経営の安定化・効率化に資する路網の整備、高性能林業機械の導入及び地域産物活用施設の整備、担い手確保のための定住条件の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

(イ) 事業体育成型

事業体育成型は、効率的な作業を行い得る林業事業

体及び高度な技能を有する林業労働者を育成するための活動を推進するとともに、林業事業体の経営の安定化・効率化に資する路網の整備、高性能林業機械の導入及び地域産物活用施設の整備、高度技能労働者を育成するための技術訓練施設の整備、担い手確保のための定住条件の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、経営体育成型、事業体育成型併せて全国92地域を対象とし、一地域当たり平均事業費として補助事業5億円、単独融資事業3億円で実施する。

イ 木材供給圏確立型林業構造改善事業

木材供給圏確立型林業構造改善事業は、生産から加工・流通に至る事業体（森林組合、素材生産業者、林産業者、流通業者等をいう。）が連携して、流域内で生産される木材を安定的かつ継続的に供給・利用するための活動を推進するとともに、木材を安定的に供給するための路網及び林業生産施設の整備、木材を効率的に利用するための加工・流通の拠点施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、全国22地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業20億円、単独融資事業10億円で実施する。

ウ 森林活用型林業構造改善事業

(ア) 森林活用型

森林活用型は、地域の森林資源を総合的に活用するための活動を推進するとともに、森林に賦存する多様な地域産物の生産及び利用を促進するための路網並びに地域産物活用施設の整備、森林空間の活用による都市住民との交流促進施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

(イ) 美しいむらづくり型

農業・林業・水産業が複合的に行われている農山漁村を地域として一体的にとらえた美しいむらづくりを行うため、農業・林業・水産業が相互に連携するとともに、複数の地域が連携を図りながらモデル的整備を行う「美しいむらづくり事業」を林業構造改善事業の一環として実施するものである。

事業は、森林活用型、美しいむらづくり型併せて全国29地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業1.5億円で実施する。

(3) 平成10年度の事業実施状況

平成10年度においては、37地域（担い手育成型22地域、木材供給圏確立型9地域、森林活用型6地域）で新たに計画樹立するとともに、新規、継続併せて105地域（担い手育成型70地域、木材供給圏確立型19

2 林業山村活性化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

林業・山村の活性化を図るために、生産性の高い林業の展開と国産材の安定供給体制の形成を図るとともに、特色ある多様な地域の森林資源を活かしたむらづくり及び・林業者の定住条件の向上を図ることを基本方向とした林業構造の改善を推進することとして、「林業山村活性化林業構造改善事業」(活性化林構)を平成2年度より実施している。

(2) 事業の仕組み

活性化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実情に応じて弾力的な推進を図ることとして、総合型林業構造改善事業、産地形成型林業構造改善事業、資源活用型林業構造改善事業、地域活性化型林業構造改善事業(平成2～3年度で終了)の4タイプの事業に加え、特別対策として、新・美しい森林むらづくりモデル事業(平成6～8年度実施)、中山間林業活性化モデル事業(平成7～8年度実施)、流域林業推進モデル事業(平成7～11年度実施)の事業を実施している。

なお、新たな地域指定は平成7年度をもって終了しており、平成8年度以降は継続地域のみとなっている。

ア 総合型林業構造改善事業

総合型林業構造改善事業(総合型)は、林業が重要な地位を有する市町村の区域を対象として、林業の担い手の組織化、林業生産の協業化・計画化、新技術の導入等の組織的な取組みを推進するとともに、林業生産基盤及び業生産高度化施設、林産物利用高度化施設の整備、山村の生活・就労環境の改善等に関する事業を総合的に実施するものである。

事業は、平成2年度以降、全国438地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業5億円、単独融資事業1億円で実施している。

イ 産地形成型林業構造改善事業

産地形成型林業構造改善事業(産地形成型)は、国産材の主産地となり得る広域の区域を対象として、需要動向に対して的確に国産材を供給できる産地づくりを促進する活動を推進するとともに、国産材の拠点的かつ高度な加工流通を行う施設、需要拡大を促進する施設等の整備を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、平成2年度以降、全国64地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業10億円、単独融資事業3億円で実施している。

ウ 資源活用型林業構造改善事業

資源活用型林業構造改善事業(資源活用型)は、地域の森林資源を総合的に活かしたむらづくりを行おうとする市町村の区域を対象として、森林の総合利用を促進する活動を推進するとともに、森林産物等の生産・加工施設、森林体験及び山村・都市交流を促進する施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、平成2年度以降、全国120地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業1.5億円で実施している。

エ 流域林業推進モデル事業

流域林業推進モデル事業は、流域の特性に応じて選定されたモデル地区を対象として、流域を単位とした林業を推進するための組織的な取組みを推進するとともに、森林及び路網の整備と一体的に高性能林業機械の導入、大規模流通・加工施設の整備を行う事業を実施するものである。

事業は、全国で5地域を指定しており、一地域当たり平均事業費として補助事業20億円、単独融資事業6億円で実施している。

(3) 平成10年度の事業実施状況

平成10年度においては、継続地域において287地域(総合型220、産地形成型30、資源活用型32、流域林業モデル5)で事業実施した。

3 入会林野等の整備

(1) 経 緯

入会林野又は旧慣使用林野(以下「入会林野等」という)である土地の農林業上の利用を増進するため、これらの土地に係る入会権又は旧慣使用権(以下「入会権」という)などの旧来からの慣習的権利関係を近代的な所有権、地上権等の権利関係に改め、農山村の農林業経営の健全な発展に資することを目的として、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」(昭和41年法律第126号)(以下「入会林野等近代化法」という)が制定された。

入会林野等近代化法が規定している内容は、主として権利関係の近代化を実現するために必要な手続き及び不動産登記の特別措置(権利関係の近代化のための登記手続きの簡素化)、近代的権利取得に伴う権利者の経済的利益についての非課税等租税の減免措置等を定めているものである。

林野庁においては、この法律に基づく権利関係の近代化と、近代化後の土地の農林業上の高度利用を円滑、かつ、適正に推進するため、42年度から51年度まで

の10か年を第1期として「入会林野等整備促進事業」を52年度から61年度までの10か年を第2期として「入会林野等高度利用促進対策事業」を実施し、さらに、62年度から第3期として「入会資源総合活用促進対策事業」を推進しているところである。

41年当時には、全国に約200万haを超える広大な入会林野等があり、このうち10ha以上の入会林野等185万haを対象として近代化を図る計画のもとに事業を進めている。

42年度から実施した入会林野等整備促進事業の内容は、市町村及び整備の対象となった入会集団等に対する制度の啓蒙普及、整備対象入会林野等の調査・測量を実施するとともに整備計画樹立についての技術援助等であり、それぞれの実施に伴う経費について助成を行った。

このほか沖縄県に対しては、47年度に入会林野等の実施調査を行うとともに49年度から市町村及び入会集団に対し制度の啓蒙普及を実施し、それぞれに助成を行った。

51年度には今後の整備の促進方策を定めるために「入会林野等高度利用促進調査」を実施するとともに、学識経験者による「入会林野等高度利用促進検討会」を設置した。これらの検討結果を踏まえ、52年度から第2期対策として入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。57年度からは、入会林野等高度利用促進対策事業の中の特別対策事業を特用林産振興対策事業及び山村高齢者林業圏設置推進事業等と統合し、林産集落振興対策事業として実施することとした。58・59年度には未整備入会林野の利用状況と未整備事由の把握のため「入会林野等整備促進調査」を実施するとともに、入会林野等をめぐる問題点と高度利用の方向等を検討するため学識経験者による「入会林野高度利用促進懇談会」を設置した。これらの調査結果等を踏まえ、62年度から新たに入会資源総合活用促進対策事業を実施している。(表19)

(2) 事業の概要

ア 入会林野等整備促進事業

入会林野等整備促進事業の全体計画は42年度から51年度までの10年間に整備を行うものとし、本事業の整備の対象となる入会林野等は15,540事業体、面積

は約145万haと見込み、このおおむね1/10を単年度の事業量とした。

なお、調査測量については、入会林野等整備促進事業と林業構造改善事業とにより実施することとし、それぞれの事業量は、前者にあつては全体の46%に相当する7,150事業体、67万1千ha、後者は54%の8,390事業体、78万7千haを対象とし、それぞれ2分の1事業量を補助の対象とした。

イ 入会林野等高度利用促進対策事業

第1期対策が終了した51年度において残存する未整備入会林野等105千haを整備するため、52年度から10年間に於いて入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。

(ア) 本事業の整備対象となる入会林野等は8,158事業体、面積は79万haと見込み、これのおおむね10分の1を単年度の事業量とした。

(イ) 調査測量については、全体の56%に相当する4,568事業体、44万1千haを本事業の対象とした(残り44%は林業構造改善事業により実施することとした)。

(ウ) 整備対象のうち、おおむね1,000地区を対象に、1地区当たり平均事業費3,000万円とし入会林野等高度利用促進特別対策事業を実施することとした(57年度から林産集落振興対策事業に統合された)。

ウ 入会資源活用総合対策事業

第2期対策が終了した61年度末において整備を必要とする入会林野等は約80万haとなっており、62年度から10年間に於いて半数の40万haを整備するため、新たに入会資源活用総合対策事業が発足した。その内容は次のとおりである。

(ア) 入会資源活用促進事業

都道府県知事は入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するために、入会資源活用促進対策協議会の開催、コンサルタントの設置、嘱託登記及び調停を行う。

市町村長は入会林野等整備に先立って、当該林野の活用方針を明らかにするため、協議会を設置し、個別の入会林野等ごとの取扱いを明確にする。

市町村長は入会集団又は整備組合に対し、入会林野等整備を進めるための必要な手続き及び関係法令等についての説明会を開催する。

表19 10年度予算の概要

区 分	10年度予算額 (千円)	補正後の予算額 (千円)
入会資源活用総合対策費補助金	46,407	41,514
(1)入会資源活用促進事業費	27,925	23,316
(2)入会資源調査測量事業費	18,482	18,198

市町村長は整備組合に対し、入会林野等整備計画の策定についての指導を行う。

(ウ) 調査測量事業

市町村長は、入会林野等整備を適正に実施するために必要がある場合は、当該入会林野等の測量及び立木等の調査を行う。

(3) 入会林野整備の実績及び進行状況

ア 整備の実績

入会林野等近代化法の制定以来この32年間に都道府県知事の許可を得て権利関係の近代化を完了したものは6,413件、557,671haである。その実績は、49年度の52,663haをピークにその後漸減傾向にあり、10年度においては38件、2,325haとなっている。その整備の内容は表20、21のとおりである。

表20 入会林野等整備の実績（10年度末累計）

市町村数	件 数	面 積	1件当たり面積
4,194	6,413	557,671 (ha)	87 (ha)

表21 権利者の状況（10年度末累計）

入会権者 等総数	権利取得 者数	権利取得 者率	1件当 たり権利取 得者数	1権利取 得者当 たり面積
(人)	(人)	(%)	(人)	(ha)
A	B	B/A		
415,561	407,542	98.1	63.5	1.4

イ 整備後の上地利用状況

入会林野等の権利関係を近代化し、近代化後の土地の農林業上の高度利用を図ることが、この法律の目的であるが、整備後の土地利用の状況は表22のとおりであり、整備前後の土地利用目的を対比すると、林地は整備前より整備後の方が増大し、農用地は約半分になっている。

表22 整備前後の土地利用目的別面積の内訳

区 分	(10年度末累計)		
	林 地 ha	農用地 ha	その他 ha
整備前A	537,155	18,287	2,229
整備後B	546,402	9,919	1,351
増△減B-A	9,247	△8,368	△878

表23 整備前後の利用及び経営形態（10年度末累計と10年度分）

区 分	総 数	整備前の利用形態				整備後の経営形態	
		共 同	直 轄	分 割	契 約	協 業	個 別
累 計 面積 (ha)	557,671	163,574	204,701	167,188	22,208	332,819	224,852
比率 (%)	100.0	29.3	36.7	30.0	4.0	59.7	40.3
10年度 面積 (ha)	2,325	504	419	1,302	100	959	1,366
比率 (%)	100.0	21.7	18.0	56.0	4.3	41.2	58.8

ウ 整備後の経営形態

整備後の経営形態は大きく分けて個別経営・協業経営の2種類となる。また、整備後の経営形態は整備前の利用形態（共同利用・直轄利用・分割利用・契約利用）と関連することが多い。すなわち、一般には整備前の経営形態が分割利用の形態をとっていたものは、すでに各権利者間でそれぞれ異なる利用がなされていた場合が多いため、整備に際して整備後これを協業経営にもっていくことは極めて困難なことであり、そのほとんどは個別経営の形態をとることになる。一方、整備前の他の利用形態をとっていたものは整備後、個別経営に移行しようとしても、新たに分割等の必要があるため、分割地の調整等が極めて困難であること等から協業経営の方式に移行しやすいので、普通この形態をたどるものが大部分である。

しかし、近年生産森林組合等の経営不振により表23に示すとおり整備前に分割利用していたものは約30%であったのに対し、整備後の個別経営に移行したものは約40%と前述のような障害があるにもかかわらず、かなり増加している。

なお、整備後の経営形態をどのようにするかということはあくまで権利者自身が決定するものであるが、条件の許す限り協業経営を行うよう指導を行っている。

また、協業経営に移行する場合の協業体としては生産森林組合・農事組合法人・その他の法人・共有による経営の4種類の協業体がある。

表24のとおり許可済の面積が約55万8千haのうち協業体に移行したものは約60%に当たる約33万3千haであって、1協業体当たり平均面積は約60haである。このうち、生産森林組合に移行したものは全体面積中の約53%で、協業体の中の約89%を占めている。個別経営に移行したものは全体の約40%に当たる約22万haで、権利者1人当たり平均面積は1.5haとなっている。